

日本語能力試験受験料助成事業実施要領

1 目的

この要領は、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）を受験し合格した場合、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）がその受験料相当額を助成するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

別途、協会が実施する日本語教室学習支援事業の認定を受けた日本語教室（以下「団体等」という。）に所属する児童生徒のうち、試験に合格した者とする。

3 助成内容

実費分の図書カードとする。（合格のレベルは問わない）

4 助成の請求及び給付

助成の請求及び受給に関する手続きは、団体等が取りまとめて行う。

団体等は、日本語能力試験受験料助成請求書（様式1）に全員の可否結果通知書の写しを添え、協会に請求を行う。期日は、協会が別に定める。

協会は、申請について審査の上助成を決定し、団体等へ給付する。

5 助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、団体等に対し助成の返還を求める。

- (1) 団体等が、偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 団体等が、助成を目的外に使用したとき

附 則

この要領は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。